

### 3. 中華人民共和国再生可能エネルギー法

#### 中華人民共和国再生可能エネルギー法

《中華人民共和国再生可能エネルギー法》は中華人民共和国第十次全国人民代表常務委員会第十四次會議を2005年2月28日に通過、ここに公布する。なお2006年1月1日施行する。

#### 目録

第一章	総則
第二章	資源調査と発展目標
第三章	産業指導と技術サポート
第四章	普及と応用
第五章	価格管理と費用分担
第六章	経済的奨励と監督措置
第七章	法律責任
第八章	附則

#### 第一章 総則

第一条 再生可能エネルギーの開発利用を促進し、エネルギーの供給を増加させ、エネルギーの構成を改善し、エネルギーの安全保障し、環境を保護し、経済社会の持続可能な発展を実現するために、本法を制定する。

第二条 本法が言う再生可能エネルギーとは風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、生物エネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等の非化石エネルギーである。

水力発電を本法に適應する場合は、國務院のエネルギー主管部門が規定し、國務院に批准を申請する。

低効率なかまどでの直接燃焼方式で利用する荃、薪、糞便等は本法には適用しない。

第三条 本法は中華人民共和国の領域及び管轄するその他の海域で適應する。

第四条 国家は再生可能エネルギーの開発利用をエネルギー発展の優先領域に置き、開発利用総量の目標を設定し且つ相應の措置を講ずることにより、再生可能エネルギー市場の確立と発展を推進する。

国家は各種の所有制経済主体が再生可能エネルギーの開発利用に参加すると事を奨励し、法律にもとづいて再生可能エネルギーの開発利用者の合法的權益を保護する。

第五条 国務院のエネルギー主管部門は全国の再生可能エネルギーの開発利用に対して統一管理を実施する。国務院の関係部門は各自の職務範囲内で再生エネルギーの開発利用に関係する管理業務に責任を有する。

県レベル以上の地方人民政府のエネルギー業務を管理する部門は本行政区域内の再生可能エネルギーの開発利用の管理業務に責任を持つ。県レベル以上の地方人民政府の関係部門はそれぞれの職務範囲内で関連する再生可能エネルギー開発利用の管理業務の責任を有す。

## 第二章 資源調査と発展目標

第六条 国務院のエネルギー主管部門は全国の再生可能エネルギー資源の調査を組織し協調する責任を有すると同時に国務院の関係部門と組織を作り、資源調査の技術規範を制定することが出来る。

国務院の関係部門はそれぞれの職責範囲内で関係する再生可能エネルギー資源の調査に責任を有し、調査結果を国務院のエネルギー主管部門に報告し取りまとめる。

再生可能エネルギーの調査結果は公布しなければならない。但し国家规定で秘密保持が必要な内容はこの限りでない。

第七条 国務院のエネルギー主管部門は全国のエネルギー需要及び再生可能エネルギー資源の実情にもとづき全国再生可能エネルギー開発利用の中長期総量目標を制定し、国務の批准後執行し同時に公布する。

国務院のエネルギー主管部門は前項が規定する総量目標と省、自治区、直轄市の経済発展及び再生可能エネルギーの実情にもとづき、省、自治区、直轄市政府と各行政区域の再生可能エネルギー開発利用中長期目標を確定し、公布することが出来る。

第八条 国務院のエネルギー主管部門は全国再生可能エネルギー開発利用の中長期総量目標にもとづき国務院の関係部門と全国再生可能エネルギー開発利用の目標を制定し、国務院の批准後実施する事が出来る。

省、自治区、直轄市人民政府のエネルギー業務を管理する部門は本行政区域の再生可能エネルギー開発利用中長期目標にもとづき、同レベル人民政府関係部門と本行政区域の再生可能エネルギー開発利用目標を編成し、本レベル人民政府の批准後実施することが出来る。

批准された目標は公布しなければならない；しかし国家規則が秘密保持を必要とする内

容はその限りではない。

批准された目標が修正を要する場合、原批准機関の批准が必要である。

第九条 再生可能エネルギー開発利用計画を作成するにあたり、関連機構、専門家及び公衆の意見を聴取しなければならない。

### 第三章 産業指導と技術サポート

第十条 国務院のエネルギー主管部門は全国再生可能エネルギー開発利用の目標にもとづき、再生可能エネルギーの産業指導目録を制定、公布する。

第十一条 国務院の行政標準化主管部門は国家再生可能エネルギー電力のネットワークへの接続技術基準及びその他の全国範囲で統一に必要な技術的要求の再生可能エネルギー関連技術と製品の国家基準を制定し、公布しなければならない。

前項で規定する国家基準中未だ規定されていない技術要求に対して、国務院関連部門は相応する業界基準を制定し、国務院行政標準化主管部門に報告登録することが出来る。

第十二条 国家は再生可能エネルギー開発利用の科学技術研究及び産業化発展を科学技術発展とハイテク技術産業の発展の優先領域とし、国家の科学技術発展目標とハイテク技術産業発展の目標に組み入れ、同時に再生可能エネルギー開発利用の科学技術、応用模範及び産業化発展を資金的にサポートし、再生可能エネルギーの開発利用の技術進歩を促進し、再生可能エネルギー製品の生産コストを低減し、製品の品質を向上させる。

国務院教育行政部門は再生可能エネルギーの知識と技術を普通教育、職業教育課程に組み入れなければならない。

### 第四章 普及と応用

第十三条 国家は再生可能エネルギーのネットワーク接続発電を奨励し、援助する。

再生可能エネルギーのネットワーク接続発電プロジェクト建設は、法律と国務院の規定にもとづいて行政許可を取得又は登録をしなければならない。

行政許可を取得すべき再生可能エネルギーネットワーク接続発電プロジェクトの建設は、多くの申請人が同一プロジェクトの許可を申請する場合、法律にもとづく入札で被許可人を確定しなければならない。

第十四条 電力ネット企業は法律にもとづいて行政許可を取得又は登録を行った再生可能エネルギー発電企業とネットワーク接続の契約を締結し、そのネットワークがカバーする

範囲内で再生可能エネルギーのネットワーク接続発電プロジェクトのネットワーク接続電力総量を全額購入し、再生可能エネルギー発電にネットワーク接続サービスを提供しなければならない。

第十五条 国家は電力ネットワークが未だカバーしない地域の再生可能エネルギー独立電力システムを建設し、当地の生産と生活に電力サービスを提供するのを援助する。

第十六条 国家はクリーン、効率の良い生物燃料を開発利用することを奨励し、エネルギー作物の発展を奨励する。

生物エネルギーを利用して生産する燃料ガスと熱エネルギーが、都市燃料ガスパイプ網、熱エネルギーパイプ網の技術基準に符合している場合、燃料ガスパイプ網、熱エネルギーパイプ網を運営する企業はその接続を受け入れなければならない。

国家は生物液体燃料の生産と利用を奨励する。石油販売企業は国务院のエネルギー主管部門又は省レベル政府の規定にもとづいて国家基準に符合する生物液体燃料をその燃料販売システムに組み入れなければならない。

第十七条 国家は単位や個人が太陽エネルギーの熱水システム、太陽エネルギーの暖房及び冷房システム、太陽エネルギー、太陽光発電システム等の太陽エネルギー利用システムを設置し使用することを奨励する。

国务院の建設行政主管部門は国务院の関係部門と太陽エネルギー利用システムを建築に結合する技術経済政策と技術規範を制定することが出来る。

不動産デベロッパーは前項が規定する技術規範にもとづいて建築物の設計と施工の中に太陽エネルギー利用の為に必ず必要な条件を提供しなければならない。

すでに建築された建築物に対して、居住者はその品質及び安全に影響を与えない前提条件で技術規範と製品標準に符合した太陽エネルギー利用システムを取り付けることが出来る。しかし当事者が別の約束が有る場合はこの限りではない。

第十八条 国家は農村地域の再生可能エネルギーの開発利用を奨励、援助する。

県レベル以上の人民政府のエネルギー業務を管理する部門は、関係部門と当地の経済社会発展、生態保護及び衛生の総合対策に必要な等の実情にもとづいて、農村地域の再生可能エネルギー目標を制定し、その地に適した方法でメタンガス等生物エネルギーの転化、家庭太陽エネルギー、小型風力、小型水力等の技術を普及させることが出来る。

県レベル以上の人民政府は農村地域の再生可能エネルギー利用プロジェクトに対して財政支援を与えなければならない。

## 第五章 価格管理と費用分担

第十九条 再生可能エネルギー発電プロジェクトのネットワーク接続電力価格は、国務院の価格主管部門に種類別再生可能エネルギー発電の特徴と地域別状況にもとづき、再生可能エネルギーの開発利用の促進と経済的合理性の原則にもとづいて確定し、同時に再生可能エネルギーの利用開発技術の発展にもとづき適宜に調整する。ネットワーク接続の電力価格は公布しなければならない。

本法第十三条第三項が規定する入札を実施する再生可能エネルギー発電プロジェクトのネットワーク接続電力価格は、落札確定価格で実施する。但し前項規定で確定する同種類の再生可能エネルギー発電プロジェクトのネットワーク電力価格のレベルより高くてはいけない。

第二十条 電力ネットワーク企業が本法第十九条の規定で確定するネットワーク接続電力価格にもとづいて再生可能エネルギー電力量を買い入れる際に発生する費用が、通常エネルギーの平均ネットワーク接続電力価格にもとづいてその発生する費用間の差額、追加費用は電力の販売価格で分担する。具体的方法は国務院の価格主管部門が制定する。

第二十一条 国家投資又は補助によって建設する公共再生可能エネルギー独立電力システムの電力販売価格は、同一地域分類電力販売価格を実施し、その合理的な運用及び管理費用が電力販売価格を超過した部分は、本法の第二十条が規定する方法で分担する。

第二十三条 都市のパイプ網に入る再生可能エネルギー熱力と燃料ガスの価格は、再生可能エネルギーの開発利用を促進するのに有利で経済合理性の原則にもとづき、価格管理権限にもとづき確定する。

## 第六章 経済的激励と監督措置

第二十四条 国家財政は再生可能エネルギー発展専用資金を設立し、以下の活動の援助に用いる；

- (一) 再生可能エネルギーの開発利用の科学技術研究、標準制定とモデル工事；
- (二) 農村、遊牧地域の生活用エネルギーの再生可能エネルギー利用プロジェクト；
- (三) 辺境地域及び海上島の再生可能エネルギー独立電力系統建設；
- (四) 再生可能エネルギーの資源調査、評価及び関連情報システムの建設；
- (五) 再生可能エネルギーの開発利用設備の国産化生産の促進。

第二十五条 国家の再生可能エネルギー産業発展指導目録に入り、信用貸付け条件に符合

した再生可能エネルギー開発利用プロジェクトに対して、金融機関は財政による利子補助が有る優遇貸付けを与えることが出来る。

第二十六条 国家は再生可能エネルギー産業の発展指導目録に入ったプロジェクトに対して税制優遇を与える。

具体的方法は国務院が規定する。

第二十七条 電力企業は再生可能エネルギー発電の関係資料を真実、完備した記載を行い保管しなければならないし、同時に電力監督機構の検査と監督を受けなければならない。

電力監督機関は検査を行う時、規定の順序で行わなければならないし、同時に検査される単位の為に商業秘密及びその他の秘密を守らなければならない。

## 第七章 法律責任

第二十八条 国務院エネルギー主管部門及び県レベル以上の地方人民政府エネルギー業務を管理する部門及びその他の関係部門は再生可能エネルギーの開発利用監督管理の業務中、本法の規定に違反し、以下列挙した行為の一つである場合、本レベルの人民政府又は上級の人民政府の関係部門は改正の責任を有し、責任を有する主管者及びその直接責任者に対して法にもとづいて行政処分を行う；犯罪を構成する場合、法にもとづいて刑事責任を追及する：

- (一) 法にもとづかず行政許可の決定を行った場合；
- (二) 違法行為を発見しながら調査処分を行わない場合；
- (三) 法にもとづかずに監督管理職責を履行するその他の行為が有る場合。

第二十九条 本法第十四条の規定に違反し、電力ネットワークの企業が再生可能エネルギーの電力を全額買い入らず、再生可能エネルギー発電企業の経済的損失を作った場合、賠償責任を負わなければならないし、同時に国家電力監督機関により期限を決めて改正の責任を課す；これを拒んで改正しない場合、再生可能エネルギー発電企業の経済損失額の一倍以下の罰金に処する。

第三十条 本法第十六条第二項の規定に違反し、ガスパイプ網、熱エネルギーパイプ網を運営する企業がネットワークに入る技術基準に適合した燃料ガス、熱エネルギーのネットワーク入りを許さず、燃料ガス、熱エネルギーの生産企業に経済損失を作った場合、賠償責任を負わなければならないし、同時に省レベルの人民政府のエネルギー業務を管理する部門によって期限を決めた改正の責任を課す；

もし拒んで改正を行わない場合、燃料ガス、熱エネルギー生産企業の経済損失額の一倍

以下の罰金に処する。

第三十一条 本法第十六条第三項の規定に違反し、石油販売企業が規定にもとづかず国家の基準に符合した生物液体燃料をその石油販売ルートに組み入れず、生物液体燃料企業に経済損失を作った場合、損害賠償を負担しなければならないし、同時に国務院エネルギー主管部門又は省レベル人民政府のエネルギーを管理する部門は期限を限って改正をさせる；これを拒んで改正を行わない場合、生物液体燃料を生産する企業の経済損失額の一倍以下の罰金に処する。

## 第八章 附則

第三十二条 本法中列举した用語の意味；

（一）生物質能、とは自然界の植物、糞便及び都市農村の有機排気物が転化したエネルギーを利用することを意味する。

（二）再生可能エネルギー独立電力系統とは、電力ネットワークに接続しない単独で運用する再生可能エネルギーの電力系統を意味する。

（三）エネルギー作物とは、特別な栽培を経て、エネルギー原料を提供する草本、木本植物を意味する。

（四）生物液体燃料とは、生物質資源を利用して生産したメチルアルコール、アルコール及び生物ディーゼルオイル等の液体燃料を意味する。

第三十三条 本法は2006年1月1日から施行する。